

愛媛県道路美化スポンサー事業推進協議会規約

（名称）

第1条 本会は、愛媛県道路美化スポンサー事業推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 この協議会は、主要県道壬生川新居浜野田線（西条市樋之口～船屋）の4km区間において、道路管理者（愛媛県）、西条市及び地元企業等（以下「関係機関」という。）が、道路美化スポンサー事業の推進のため協議、情報交換等を行い、関係機関の連携の強化を図るとともに、健全な道路環境を通じて、魅力ある地域づくりを推進することを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）道路美化スポンサー事業の推進に関する事業
- （2）健全な道路環境の保全に関する事業
- （3）その他協議会の目的を達成するために必要な事業

（組織）

第4条 協議会は、愛媛県、西条市及び道路美化スポンサー事業に協賛する地元企業等（以下「協賛企業」という。）により構成する。

- 2 協議会の運営に関する事項を協議するため、第5条の役員で構成する理事会を置く。

（役員）

第5条 協議会に次の役員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副会長 1名
- （3）理 事 2名
- （4）会 計 1名
- （5）監 事 1名
- 2 会長は、愛媛県東予地方局建設部長とする。
- 3 副会長は、西条市建設部長とする。
- 4 理事は、協賛企業の中から会長が指名する。
- 5 会計は、愛媛県東予地方局建設部管理課長とする。
- 6 監事は、協賛企業の中から会長が指名する。

(役員の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 理事は、会長及び副会長を補佐する。
- 4 会計は、協議会の会計を総括する。
- 5 監事は、協議会の決算について監査する。

(任期)

第7条 役員の任期は、3年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行う。

(会議)

第8条 協議会の会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第9条 総会は、毎年1回定期的に開催するほか、会長が必要と認めたときに開催する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 議長は、会長が行う。
- 4 総会は、会員の過半数の出席で成立し、議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 総会は、次の事項を審議決定する。
 - (1) 協議会の規約に関する事項
 - (2) 事業計画および事業報告に関する事項
 - (3) 予算および決算に関する事項
 - (4) 協議会の解散に関する事項
 - (5) その他協議会の運営に関する重要な事項

(理事会)

第10条 理事会は、会長が必要と認めたときに開催する。

- 2 理事会は、次の事項を協議する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 総会に付議すべき事項に関する事項
 - (3) その他、前条第5項に規定する事項以外の事項

(専決)

第 1 1 条 会長は、会議を招集する余裕がないと認めるときは、その議決すべき事項について専決することができる。

2 会長は、前項の規定により専決をしたときは、その内容について次の総会において報告しなければならない。

(経費)

第 1 2 条 協議会の運営及び事業に要する経費は、別途定める協賛企業の協賛金をもって充てる。

(会計)

第 1 3 条 協議会の会計は、協議会の設立の日から始まり、協議会の解散をもって終了する。(会計は、毎年 6 月 1 日から始まり翌年の 5 月 3 1 日に終了する。)

2 その他協議会の会計に関し必要な事項は、愛媛県会計規則の例による。

(事務局)

第 1 4 条 協議会の事務を処理するため、事務局を愛媛県東予地方局建設部管理課内に置く。

(委任)

第 1 5 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 19 年 7 月 18 日から施行する。

この規約は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。